

沖縄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(平成 27 年 5 月 29 日決裁)

改正 一年一月一日要綱(内規)第一号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法及びこれに基づく命令の例によるほか、以下に掲げるところによる。

評価機関等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(認定の申請)

第 3 条 法第 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本各 1 通に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）第 41 条第 1 項又は省令第 45 条に定める図書（第 5 条の規定により技術的審査を受けた場合は、その技術的審査を行った評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定めるもののほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本 1 通及び副本 2 通（建築基準法第 6 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項に規定する適合性判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 7 第 1 項第 1 号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類を添えたもの（以下「適合判定通知書等」という。））を認定申請に併せ、提出するものとする。

(計画の通知等)

第 4 条 市長は、法第 54 条第 2 項の申出を受けたときは、同条第 3 項の規定により、第 1 号様式による低炭素建築物新築等計画通知書に前条の申請書等を添付して建築主事に通知するものとする。

(評価機関等の技術的審査)

第5条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画のうち、次の各号に掲げる基準への適合性について、評価機関等の技術的審査を受けることができる。

(1) 法第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する基準

(2) 法第54条第1項第2号に規定する低炭素建築物新築等計画に記載された事項が法第3条第1項に基づく基本方針に照らして適切なものであることに関する基準

(3) 法第54条第1項第3号に規定する資金計画に関する基準
(添付図書)

第6条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書（前条の規定により技術的審査を受けた場合は、その技術的審査を行った評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）は、次の表の（ア）欄の区分に応じそれぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

	（ア）	（イ）
（1）	前条の規定により評価機関等の技術的審査を受けた場合	当該技術的審査を行った評価機関等が前条各号の基準に適合している旨を証するため交付する適合証の写し
（2）	その他	認定の審査において必要と認める図書

(申請の取り下げ)

第7条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定を受ける前にそれらの申請を取り下げようとする者は、第2号様式による低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 法第54条第2項の規定による申出をしている場合は、前項に定めるもののほか、沖縄市建築基準法施行細則（平成8年10月31日規則第19条）第12条第2項に規定する届出書及び当該低炭素建築物新築等計画の申請に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の届出を受けたときは、第3号様式による届出書に当該低炭素建築物新築等計画を添付して建築主事に届出するものとする。

(建築等の取りやめ)

第8条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとする者は、第4号様式による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書の正本及び副本各1通に、認定通知書、認定申請書の副本及びその図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第54条第2項の規定による申出をしている場合は、前項に定めるもののほか、沖縄市建築基準法施行細則第12条第1項に規定する届出書及び当該認定低炭素建築物新築

等計画の認定申請に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。

- 3 前条第3項の規定は、前項の届出を受けた場合について準用する。この場合において、「当該低炭素建築物新築等計画」とあるのは、「当該認定低炭素建築物新築等計画」と読み替えるものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る計画が、法第54条第1項に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、第5号様式による低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく申請に係る建築物の建築の工事を完了したときには、速やかに第6号様式による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書により、工事が完了した旨を市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第11条 法第57条の規定による改善命令は、第7号様式による認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書により行う。

(調査の協力)

第12条 法第53条第1項若しくは法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者又は法第54条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、本市が行う低炭素建築物新築等計画の認定等にかかる調査に協力しなければならない。

(認定の取消し)

第13条 法第58条の規定による認定の取消しは、第8号様式による認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書により行う。

(認定等の証明)

第14条 法第53条に規定する認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書の交付を受けようとする者は、第9号様式による認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の証明書は、第10号様式による認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書によるものとする。

(軽微な変更)

第15条 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、第11号様式による軽微な変更届を正本1部及び副本1部に、それぞれ省令第41条に規定する図書及び第6条に規定する図書のうち変更に係るもの（変更後の図書に認定時の計画を朱書表示（変更部分のみ）したもの）を添えて、市長に提出するものとする。

(実施の細目)

第16条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(一年一月一日要綱(内規)第一号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

第1号様式

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

第2号様式

[別紙参照]

第3号様式(第7条・第8条関係)

第3号様式

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

第4号様式

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

第5号様式

[別紙参照]

第6号様式(第10条関係)

第6号様式

[別紙参照]

第7号様式(第11条関係)

第7号様式

[別紙参照]

第8号様式(第13条関係)

第8号様式

[別紙参照]

第9号様式(第14条関係)

第9号様式

[別紙参照]

第10号様式(第14条関係)

第10号様式

[別紙参照]

第11号様式(第15条関係)

第11号様式

[別紙参照]